国家サイバー統括室に企画官等を置く規則

令和７年６月 30 日
内閣総理大臣決定
令和8年4月8日一部改正

（企画官）

第１条　国家サイバー統括室（以下「統括室」という。）に、併任の者を除き、企画官２人を置く。

２　企画官は、命を受けて、統括室の事務のうち、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。

（サイバーセキュリティ監査官）

第２条　統括室に、サイバーセキュリティ監査官６人を置く。

２　サイバーセキュリティ監査官は、命を受けて、統括室の事務のうち、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 13 条に規定する指定法人をいう。）におけるサイバーセキュリティの確保に関し必要な監査に関する事務に従事する。

附　則

１　この規則は、令和７年７月１日から施行する。

２　内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則（平成 28 年４月１日内閣総理大臣決定）は、廃止する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。